



平成27年5月13日

各 位

会社名 ロンシール工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 門脇 進
(コード番号 4224 東証第2部)
問合せ先 執行役員人事・総務部長
三河 英次郎
(TEL. 029-832-8801)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月13日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の第72回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 単元未満株式を所有されている株主の皆様の便宜をはかる目的で、単元未満株式買増制度を導入するため、現行定款第7条（単元未満株式についての権利）に一部新設し、変更案第8条（単元未満株式の買増し）を新設するものであります。
- (2) 取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に対応した最適な経営体制を機動的に構築し、さらにその経営体制の是非について、毎年株主の皆様のご判断を仰ぐことが可能となるよう、現行定款第21条（取締役の任期）の取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。
- (3) 当社定款におきましては、社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条（取締役の責任免除）および現行定款第39条（監査役の責任免除）を規定しております。今般、会社法第427条の改正により責任限定を締結できる取締役および監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条第2項および現行定款第39条第2項の規定を改正するものであります。なお、現行定款第29条の改正に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 資本政策および配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう変更案第46条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。
- (5) 現行定款第45条（剰余金の配当）を変更案第47条（剰余金の配当の基準日）とし、2項を新設し、中間配当をすることができるようにするものであります。
- (6) 上記の変更に伴い、現行定款第8条から現行定款第44条までの条数を順次繰り下げ、現行定款45条と現行定款46条を2段階繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第7条 (単元未満株式についての権利) (条文省略) (1) (条文省略) (2) (条文省略) (3) (条文省略) <u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>第21条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>第29条 (取締役の責任免除) (条文省略) 2. 当社は、会社法427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第7条 (単元未満株式についての権利) (現行どおり) (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p>第8条 <u>(単元未満株式の買増し)</u> <u>当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第22条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>第30条 (取締役の責任免除) (現行どおり) 2. 当社は、会社法427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

現行定款	変更案
<p>第 39 条 (監査役の責任免除) (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 45 条 (剰余金の配当) <u>剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u> 以 上</p>	<p>第 40 条 (監査役の責任免除) (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 46 条 (剰余金の配当等の決定機関) <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>第 47 条 (剰余金の配当の基準日) <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u> 2. <u>当社は、9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u> 以 上</p>

以 上